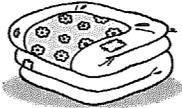


Warning ふとんは『粗大ごみ』です

「普通ごみ」として収集へは出せませんのでご注意ください。

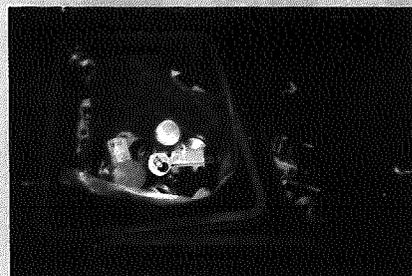


福祉保健課 ☎82-5714



循環型社会の実現をめざし

『資源ごみ』の分別にご協力ください。



▲袋ごと出されている資源ごみ。袋は不純物です。袋から出してください。



▲ガラスや電池などの不純物が資源ごみの中に入っています。



▲飲料用の資源ごみの中に、カセットボンベなどの不純物が混入してありました。

昨年12月、新ごみ処理施設試験稼働に伴い、資源ごみの回収など、ごみの分別方法が大きく変わりました。この間、住民の皆さんには、たいへんご迷惑をおかけしましたが、リサイクルに対する皆さんの深いご理解により、これまで、ほぼ順調に推移しております。しかし、一部の収集ステーションで、誤って出されているごみ等があります。出し方等をもう一度確認していただき、一層のご協力をお願いします。

主な誤った分別、ごみの出し方等

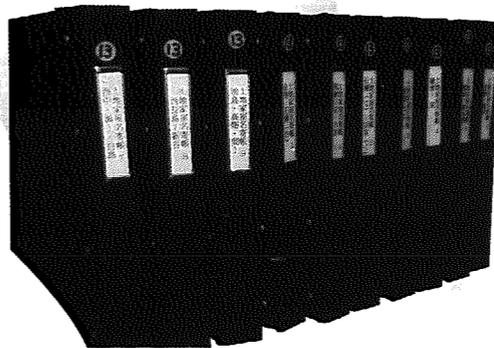
- ペットボトル、ビン、缶について、『普通ごみ』として出されている方がいますが、飲料用のものは『資源ごみ』です。リサイクルできますので、決められた資源ごみ収集場に出してください。
- せっかく『資源ごみ』としてペットボトル等を分別いただき、専用収集場に出していただいている中でも、洗浄していなかったり、キャップやラベルが付いたままのものがあります。それらが付いていると、異物としてスムーズにリサイクルできませんので、異物を取り除いて出してください。
- 缶については、飲料用の空き缶だけが資源としてリサイクルされます。缶詰の缶はリサイクルできませんので、『普通ごみ』として出してください。
- 『資源ごみ』を出される際、袋に入ったまま出されているものがあります。これもそのままですと、異物としてスムーズにリサイクルできません。袋から出して、専用収集場に出してください。
- ふとんが『普通ごみ』として出されています。ご承知のとおり、ふとんは『粗大ごみ』です。ステーションに出せませんのでご注意ください。

皆さんが納税している資産です。評価額等、この機会にお確かめください。

期間は**3月1日(金)~3月22日(金)**まで

国 定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録し、皆さんの縦覧後、税額を算定することになっています。資産の評価額などをこの機会にぜひお確かめください。

- ところ■ 役場税務課
- 時間■ 平日の8:00~17:00
- 縦覧のできる人■ 資産の所有者や納税管理人、または委任状のある人
※詳しくは、資産税係 (☎82-5716) までお問い合わせください。



土地や建物等を売ったときの申告は

所得税は、すべての所得を合計して計算することになっています。しかし、譲渡所得のうち土地や建物等を売ったときの所得は、ほかの所得と区別して税金を計算することとなっています。さらに、売った土地や建物をいつから所得していたかによって、『長期譲渡所得』と『短期譲渡所得』に分けられ、それぞれ別の方法で税額を計算します。なお、譲渡所得の申告をされる人は、税務署で書類審査を受けてから、税務相談にお越しください。

【長期譲渡所得(売った年の1月1日現在5年経過)の税額】
課税長期譲渡所得金額×20%(+住民税)

【短期譲渡所得(売った年の1月1日現在5年未満)の税額】
「原則として、課税短期譲渡所得の40%」か、「総合課税をした場合の上積課税の1割増し」のいずれが多い方(+住民税12%)

※詳しくは、巻税務署 ☎72-2359までどうぞ。



固定資産課税台帳縦覧

平成14年度

資産税係 ☎82-5716

2月の納税

■納税する税目
国民健康保険税(第11期)
介護保険料(普通徴収第11期)

■納期限
2月28日(木)
・納付書払いの方は、お近くの金融機関、または役場税務課で納めてください。
・口座振替日は2月28日(木)が振替日ですので、残高をお確かめください。

□口座振替のおすすめ
納税は、便利で安全な口座振替をご利用ください。
手続きは簡単です。金融機関、または役場にある「口座振替依頼書」で申し込んでください。

村税の納め忘れはありませんか?
もう一度ご確認ください。

※村税納税のご相談は役場税務課まで ☎82-5716